

沿岸広域振興局長告示第84号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成28年7月12日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

1 地域移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0331100032	相談支援事業所 ライトハウス	釜石市野田町三丁目7番3号	特定非営利活動法人障がい者自立センターかまいし	平成28年7月1日

2 地域定着支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0331100032	相談支援事業所 ライトハウス	釜石市野田町三丁目7番3号	特定非営利活動法人障がい者自立センターかまいし	平成28年7月1日